資　料　５

下水道使用料体系における構造変化と構造的課題

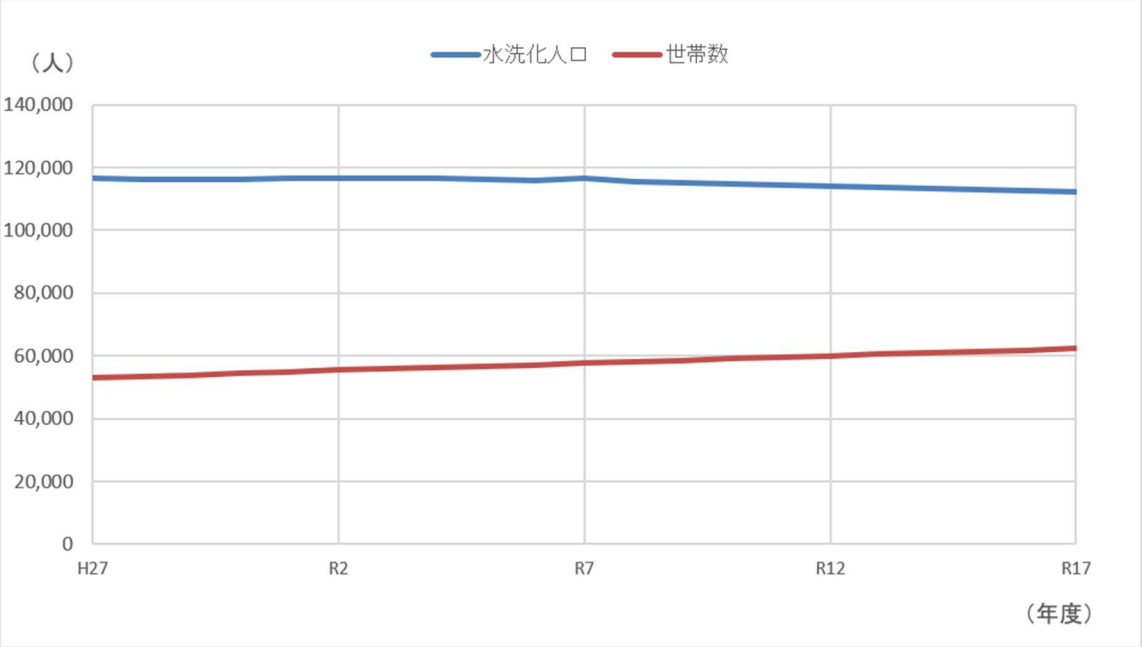
1. 本市における人口・世帯動向の変遷

本市の下水道事業における将来見通しや使用料体系を検討する前提として、水洗化人口および世帯数の推移（平成 27 年度～令和 17 年度推計）を確認すると、人口と世帯数で対照的な動きが見られます。

水洗化人口は平成 27 年度（約 11.7 万人）から令和 7 年度（約 11.6 万人）にかけて減少しており、令和 17 年度推計（約 11.2 万人）に向けても引き続き減少を見込んでいます。一方、世帯数は平成 27 年度（約 5.3 万世帯）から令和 7 年度（約 5.7 万世帯）にかけて増加しており、令和 17 年度推計（約 6.2 万世帯）に向けても引き続き増加を見込んでいます。

これは核家族化や単身世帯化の進行（1 世帯あたりの平均人員の減少）を意味しており、「管理・検針対象となる世帯数（件数）は増えるものの、1 世帯あたりの汚水処理量は減少して小口帯（0～10 ㎥帯）へシフトする」という、本市の下水道事業が抱える構造課題を示しています。

図表１　水洗化人口と世帯数の推移



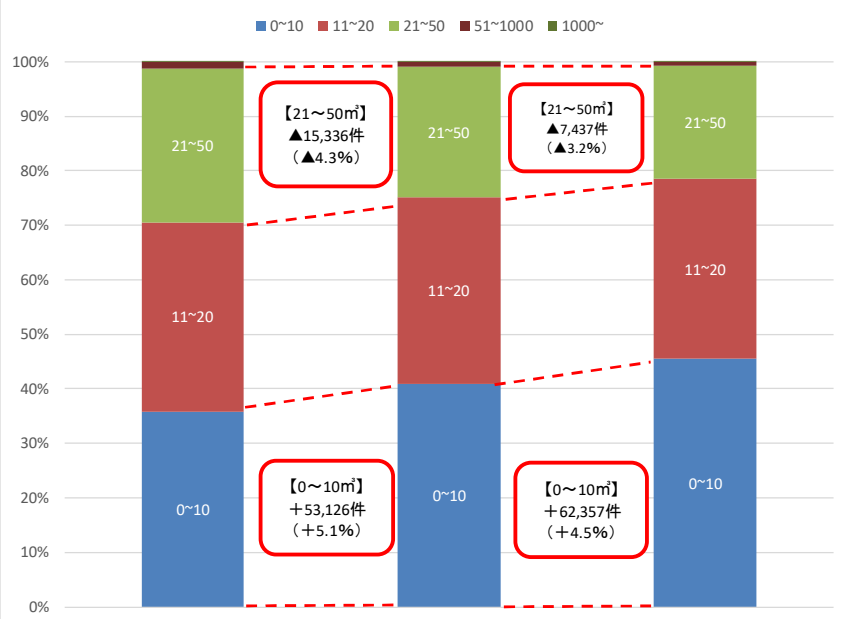
2. 過去 10 年・将来 10 年推移から読み解く構造変化

本市の過去 10 年間の実績および将来 10 年の推計データ（平成 27 年度・令和 7 年度・令和 17 年度）を分析した結果、下水道事業の収支構造において以下のような構造変化が生じており、将来に向けてその傾向がさらに進行するものと推測しております。

(1)調定件数（下水道契約、使用料請求件数）の増加と基本水量枠内（0〜10 ㎥）の増加

調定件数は平成 27 年度（63.3 万件）から令和 7 年度（68.4 万件）にかけて増加しており、令和 17 年度推計（75.3 万件）に向けても引き続き増加する見通しです。特に水量区分 0〜10 ㎥帯の件数は、平成 27 年度（22.7 万件）から令和 7 年度（28.0 万件）へと増加しており、令和 17 年度には 34.3 万件（平成 27 年度比で約 1.5 倍）にまで増加する見込みです。

図表２ 水量区分毎の世帯数（件数）の構成比推移

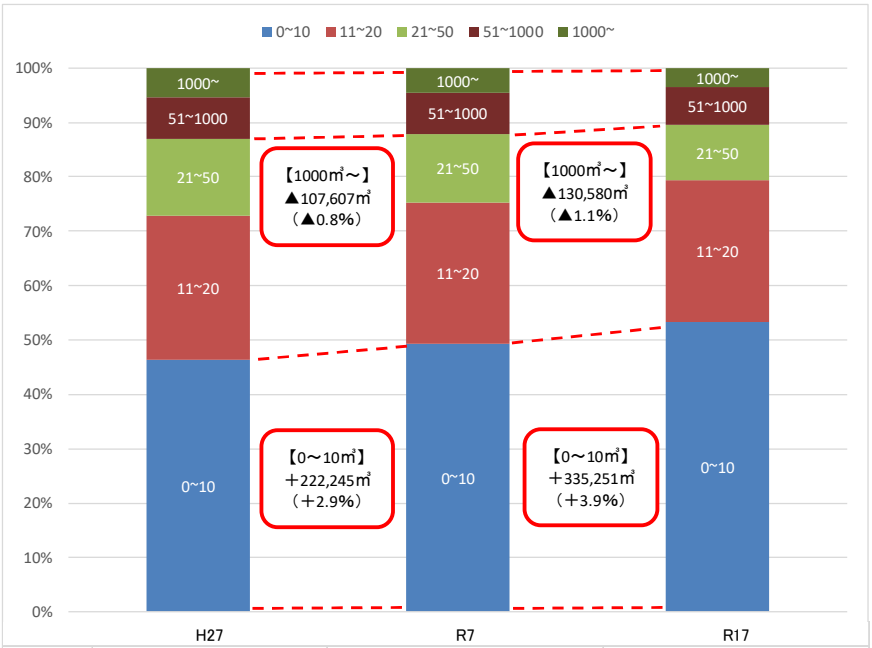


	H27	R7	R17
1000~	259 件	298 件	298 件
51~1000	7,146 件	5,984 件	4,977 件
21~50	178,778 件	163,442 件	156,005 件
11~20	219,715 件	233,924 件	249,369 件
0~10	227,267 件	280,393 件	342,750 件
合計	633,165 件	684,041 件	753,398 件

(2)大口利用者（水量区分 1,000 ㎥超）の排出量・収入の減少

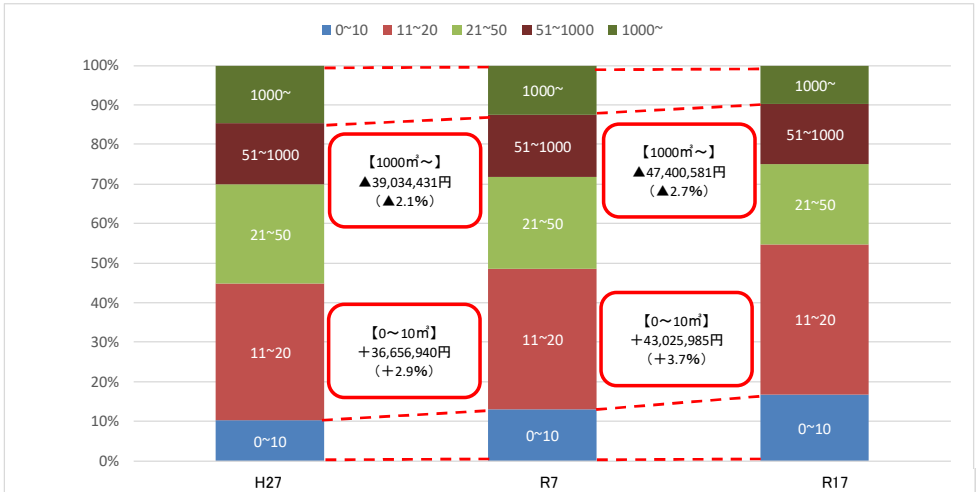
水量区分 1,000 ㎥超の使用料単価が適用される排出量（使用料区分別排出量）は、平成 27 年度（61.9 万㎥）から令和 7 年度（51.1 万㎥）へと減少しており、令和 17 年度推計（38.0 万㎥）に向けてさらに減少する見通しです。これに伴い同区分の使用料収入も平成 27 年度の 2.25 億円から令和 7 年度の 1.86 億円へと減少しており、令和 17 年度には 1.38 億円まで落ち込む見込みです。

図表３　使用料区分別排出量の構成比推移



	H27	R7	R17
1000~	618,596 ㎥	510,989 ㎥	380,409 ㎥
51~1000	873,329 ㎥	850,420 ㎥	775,954 ㎥
21~50	1,626,629 ㎥	1,420,813 ㎥	1,116,776 ㎥
11~20	3,039,481 ㎥	2,924,325 ㎥	2,897,756 ㎥
0~10	5,319,034 ㎥	5,541,279 ㎥	5,876,530 ㎥
合計	11,477,069 ㎥	11,247,826 ㎥	11,047,425 ㎥

図表４　下水道使用料の構成比推移



	H27	R7	R17
1000~	224,729,058 円	185,694,627 円	138,294,046 円
51~1000	239,414,477 円	233,396,319 円	212,745,366 円
21~50	386,870,718 円	342,946,686 円	288,560,976 円
11~20	531,538,475 円	526,948,185 円	534,284,160 円
0~10	156,814,230 円	193,471,170 円	236,497,155 円
合計	1,539,366,958 円	1,482,456,987 円	1,410,381,705 円

3. 現行体系が抱える 2 つの問題点

上記の構造変化に伴い、現行の使用料体系（10 ㎥定額の基本水量制）のままでは事業の継続性が損なわれる以下の 2 つの問題が生じる見通しです。

(1)「大口利用者依存による費用補填構造」の破綻

現行体系は単価の高い大口利用者（1,000 ㎥超）の従量使用料収入によって、低廉な価格帯（一般家庭等の小口・中口利用帯）における回収不足を補填する構造となっていました。

しかし、大口需要の減少に伴い、全体の使用料収入は平成 27 年度（15.39 億円）➔ 令和 7 年度（14.82 億円）➔ 令和 17 年度推計（14.11 億円）へと減少する見通しであり、補填構造を維持することは困難になる見通しです。

(2)基本水量が存在することによる「負担の差」

現行体系では基本水量（10 ㎥定額枠）が設定されているため、実際の使用水量が異なる世帯であっても同一の使用料が発生し、使用者間で負担の差が生じています。

また、定額枠内に留まる小口利用者が増え続けることで、排出量に応じてかかるコスト（流域下水道維持管理負担金など）が回収できなくなる恐れがあります。

4. 使用料体系見直しに向けた現行使用料の課題等のまとめ

本市の下水道事業を将来にわたって持続可能にするためには、大口利用者の使用料収入減少の見通しに対する本事業への影響の大きさと、1 世帯あたりの使用量が減少する小口化の進行に伴う使用料体系の不均衡が確認されました。

このような課題への対応策として、現行の基本水量の縮小・解消（8 ㎥等への引き下げや 0 ㎥化）、使った分に応じた負担体系へ移行することで、大口利用者等、特定の利用者に依存しないより健全な経営構造へ転換を図ることが可能となるものと考えております。